

平成 28 年度 歯科健康診断基準の主な変更点

茨城県歯科医師会 学校歯科委員会作成

1. 歯列・咬合の異常に対する基本的な判定基準の中で逆被蓋

- ・ 反対咬合（逆被蓋）：前歯部 2 歯以上の逆被蓋（以前は 3 歯以上）

（学校歯科医の活動指針 平成 27 年度改訂版 P51～53）

2. CO 要相談

- ・ 以前の CO 要精検から CO 要相談に変更。学校歯科医の所見欄に CO 要相談と記入。
- ・ 隣接面や修復物下部の着色変化、アヤイの状態が多数認められる場合等、地域の歯科医療機関との連携が必要な場合が該当する。

ア. 小窩裂孔において、エナメル質の実質欠損は認められないが、褐色、黒色などの着色や白濁が認められるもの。

イ. 平滑面において、脱灰を疑わしめる白濁や褐色斑等が認められるがエナメル質の実質欠損（う窩）の確認が明らかでないもの

（学校歯科医の活動指針 平成 27 年度改訂版 P55、P56）

3. ⊕（サホライド塗布歯）・⊙（シーラント処置歯）

- ・ ⊕：CO と同様の扱いとするが、治療を要する場合は C とする。サホライド塗布歯であることを歯式に記載の必要があれば⊕の記号を使用する。
- ・ ⊙：健全歯の扱い。歯式に記載の必要があれば⊙の記号を使用する。

（学校歯科医の活動指針 平成 27 年度改訂版 P54 表 12）

4. 保健調査

- ・ 学校保健安全法施行規則の一部改正が公布され、平成 28 年 4 月 1 日より施行される。
- ・ 第 11 条 法第 13 条の健康診断を的確かつ円滑に施行するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校、および高等専門学校においては全学年において、幼稚園および大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。（学校保健安全法施行規則 平成 28 年 4 月 1 日）

（学校歯科医の活動指針 平成 27 年度改訂版 P39～41）